

6 建企第 335 号  
令和 7 年 3 月 19 日

関係各位  
(各建設関係団体様)

建設企画課長  
(公印省略)

## 現場環境改善費の積算に関する基準改定について（通知）

現場環境改善費（旧イメージアップ経費）は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的に、26 建企第 81 号（平成 26 年 4 月 25 日付）及び左記の関連通知により、設計金額 500 万円以上の屋外工事について原則、費用の計上を行うこととしております。

しかしながら、近年は夏季において猛暑日が続くなど厳しい現場条件が頻発しており、現場の施設や設備に対する熱中症対策などの現場環境改善について需要が高まっていることから、現場環境改善費の積算に関する基準を一部改定しましたので、関係者への周知等をお願いいたします。

また、『現場環境改善費』と『熱中症対策に資する現場管理費の補正（試行）』については、これまで、各経費における熱中症対策の実施内容等を明確に定義したものではありませんでしたが、上記の基準改定に伴い、新たに別添【補足資料】のとおり各経費における実施内容等を定義しております。

今後は別添【補足資料】を参考に、各経費の取扱いや対象となる実施内容等についてご確認いただくよう、併せてお願いいたします。

### 記

#### 1. 基準改定の内容

現場環境改善費の率分に含まれていた『熱中症対策・防寒対策に要する費用』を積上げによる計上（率分計上額の50%が上限）に変更

#### 2. 基準改定の対象

『土木工事標準積算基準書』を適用し令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する工事を対象とする。

なお、令和7年4月1日以前に起工済みの工事についても、受注者発議により『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上追加についての協議がなされ、発注者が承諾した場合は、『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上について適用可能とする。

**※『港湾・漁港請負工事積算基準』は『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上対象外（これまでどおり率分のみの計上）であるため留意のこと。**

### 3. 対応方法

- ①令和7年4月1日以降に起工する工事において現場環境改善費を計上する場合は、別添「特記仕様書記載例」に示す内容を記載し工事発注を行う。
- ②受注者より『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の実施内容及び対策費用の支出実態が確認できる根拠資料が工事打合せ簿により提出された場合は、対策の妥当性を確認の上、『熱中症対策・防寒対策に要する費用』を現場環境改善費の積上げ計上分として設計書に計上する。  
なお、『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上にあたっては、実施された対策内容が現場管理費に計上される「作業員個人」への対策内容と重複がないことを確認の上、現場環境改善費の率分で計上される額の50%を上限に設計計上を行うものとする。  
※「作業員個人」に実施される対策内容は現場環境改善費に積上げ計上しない
- ③令和7年4月1日以前に起工された工事において受注者が『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上を希望する場合は、受注者発議により発注者へ当該内容の設計変更について協議を行い、発注者が承諾した場合に限り②による積上げ計上を行うものとする。  
なお、『熱中症対策・防寒対策に要する費用』の積上げ計上を行う場合は、変更設計書及び設計図書に別添「特記仕様書記載例」に示す内容を追記した特記仕様書を添付するものとする。

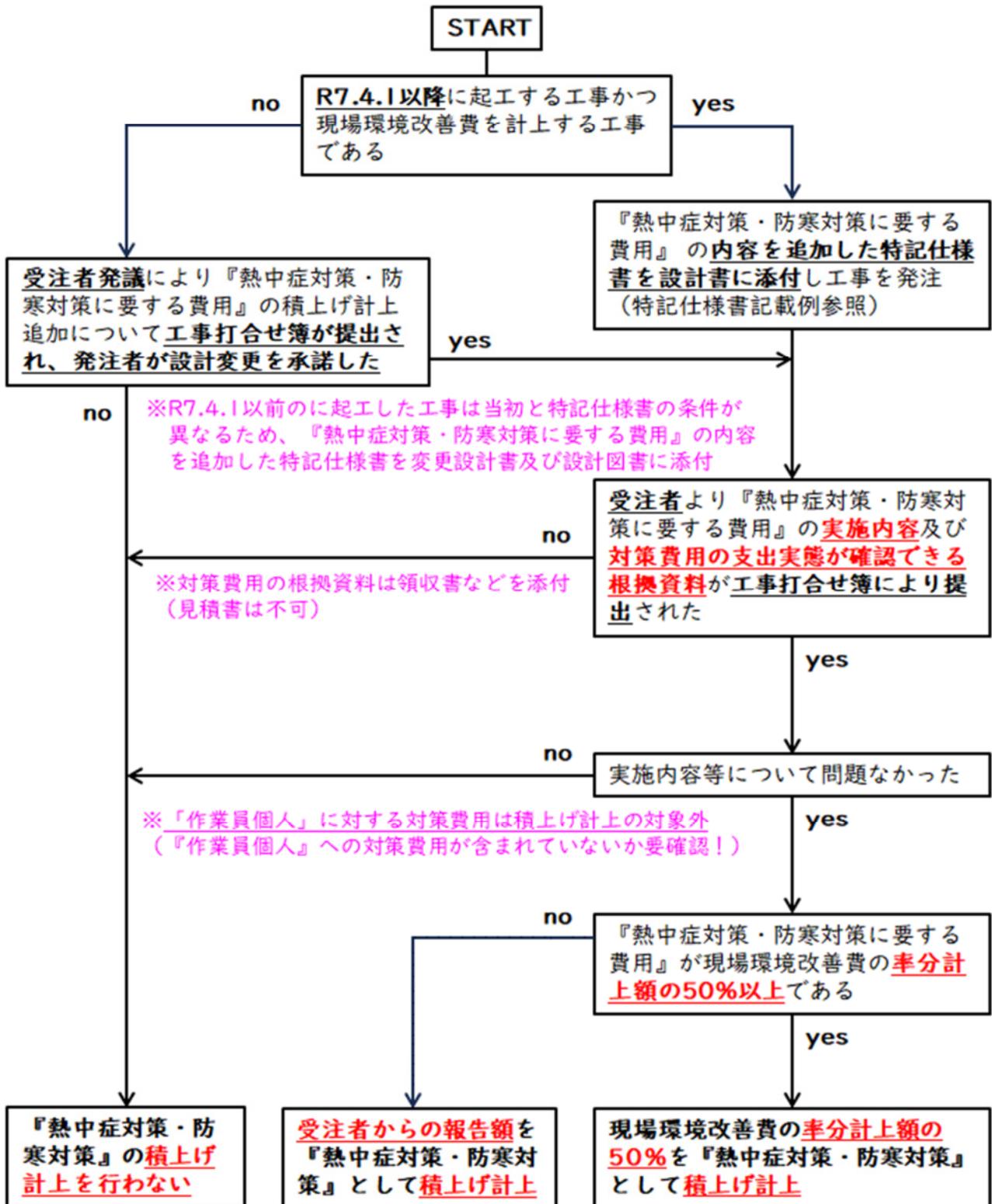
※積上げ計上の具体的な対応フローは【別添1】を参照のこと。

また、「現場環境改善費（※現場施設や設備への対策）」及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正（試行）（※作業員個人への対策）」における熱中症対策の内容や具体例等については【補足資料1】～【補足資料3】を参照のこと。

長崎県土木部 建設企画課 技術基準班  
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）  
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の  
積上げ計上に関する対応フロー（R7.4～）

【別添1】



※上記より確定した『熱中症対策・防寒対策に要する費用』を  
変更設計書に計上する

# 特記仕様書記載例 (一般土木・改定箇所抜粋)

## 8. 現場環境改善関係

- ・ 工事現場の環境改善について、特段の考慮はしていない。
- ・ 本工事は現場環境改善費を計上しており、施工に際し受注者は、下表の内容のうち原則として「計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）」ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。  
 なお、受注者は現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
- ・ 現場環境改善費のうち「熱中症対策・防寒対策」に要する費用については、受注者から工事打合せ簿により当該対策費用について根拠資料が提出され、対策の妥当性が確認された場合、当該対策費用について設計変更により積上げ計上を行うものとする。
- ・ また、「親と子の現場見学会」を実施すること。この場合、「計上費目」は「地域とのコミュニケーション」の「⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む）」とする。

追記内容

計上費目	実施する内容（土木工事諸経费率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	①用水・電力等の供給設備、②緑化・花壇、③ライトアップ施設、 ④見学路及び椅子の設置、⑤昇降施設の充実、⑥環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 ②労働宿舍の快適化、③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、 ④現場休憩所の快適化、⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、 ②盗難防止対策（警報機等）
地域連携	①完成予想図、②工法説明図、③工事工程表、 ④デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ、 ⑧地域対策費（地域行事等の経費を含む）、⑨社会貢献

率計上分の実施内容から  
「避暑（熱中症予防）  
・ 防寒対策」を削除

## 9. 残土・産業廃棄物関係

- ・ 搬入や搬出等については下記のとおりとする。

### (1) 建設発生土の利用（搬入）

本工事において、現場外からの搬入は想定していない。  
 本工事の〇〇工に使用する土は、下記（〇〇工事）からの建設発生土を利用することとする。

- 1) 相手工事 : 〇〇〇〇〇〇工事
- 2) 相手場所 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇地先
- 3) 受入時期 : 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- 4) 受入土質 : 〇〇（〇〇〇m<sup>3</sup>）  
及び土量 〇〇（〇〇〇m<sup>3</sup>）

### (2) 建設発生土の搬出（工事間流用の場合）

本工事において、現場外への搬出は想定していない。  
 本工事により発生する浚渫、床掘土は、下記の場所に搬出するものとする。  
 本工事により発生する建設発生土（残土）は、下記の場所に搬出するものとする。

- 1) 受入先 : 〇〇〇〇〇〇工事
  - 2) 受入場所 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
  - 3) 運搬距離 : 〇〇km
  - 4) 受入時間帯 : 確認し、調整すること。
  - 5) 受入性状 : コーン指数〇〇〇kN/m<sup>2</sup>以上
  - 6) 仮置き等 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
- 本工事により発生する浚渫、床掘土は、別添図に示す区域内（北緯〇〇、東経〇〇、半径〇〇m）に平均的に投棄するものとする。

### (2) 建設発生土の搬出（処分場へ搬出の場合）



**工事打合せ簿作成例（添付資料）  
熱中症対策・防寒対策の実施状況報告**

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の実施内容一覧

	実 施 内 容	金 額
1	遮光ネット	50,000円
2	ミストファン	150,000円
3	大型扇風機	100,000円
4		
5		
合 計		300,000円

※1 上記対策の実施内容及び金額が分かる根拠資料（領収書等）を添付のこと。

※2 「作業員個人」に対する対策費用は対象外となるため記載しないこと。  
（空調服、冷感スプレー、塩飴などは対象外）

※対策内容毎に実施内容・金額を記載した一覧表を作成し、  
対策費用の根拠資料と合わせて工事打合せ簿により提出  
（上記の記載内容を満たせば一覧表は任意様式で良い）



# 「現場環境改善費」と「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の違い

【補足資料1】

工事積算における熱中症対策として「現場環境改善費」に含まれる避暑（熱中症予防）対策と「熱中症対策に資する現場管理費の補正」があるが、各対策費用の違いについては下記のとおり。

内 容	① 現場環境改善費 (※旧イメージアップ経費)	② 熱中症対策に資する 現場管理費の補正 (試行)
通知文書	26建企第81号 (平成26年4月25日付) 他 <b>R7改定【今回改定】</b>	31建企第227号 (令和元年6月24日付)
費用区分	共通仮設費	現場管理費
積算方法	<p>下記により現場環境改善費を計上</p> $K = i \cdot P_i + \alpha$ <p>※K：現場環境改善費、i：現場環境改善費率、 P<sub>i</sub>：対象額、α：積上げ計上分</p> <p><b>◇『土木工事標準積算基準書』適用の工事は、 これまで現場環境改善費（安全関係）の 率分に含まれていた「熱中症対策・防寒 対策に要する費用」を、R7年度より率分 での計上から積上げによる計上（率分計上 額の50%が上限）に変更</b></p>	<p>真夏日率に応じて現場管理費を補正</p> $\text{熱中症補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$ <p>真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日または 暑さ指数 (WBGT) が25度以上の日</p> <p>※工期：現場着手～後片付けまでの期間</p>
熱中症対策の対象	<b>現場施設や設備</b> に対する熱中症対策が対象	<b>作業員個人</b> に対する熱中症対策が対象
熱中症対策 内容の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遮光ネット、日除けテント</li> <li>○扇風機、ミストファン</li> <li>○給水器、製氷機</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調服、首掛けクーラー</li> <li>○冷感スプレー</li> <li>○塩飴、経口補水液等の飲料水</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※熱中症対策の具体例については、別添【補足資料2】及び【補足資料3】参照

### 共通仮設費（現場環境改善費の避暑（熱中症予防）対策）

- 現場環境の改善（安全関係）に要する費用として計上。主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用。

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置  
（車内にクーラーや温冷庫を設置）



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

#### 現場管理費の補正（熱中症対策）

- ・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中策対策キット



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)